

総務産業常任委員会会議録

- 1 日 時 令和5年3月10日(金)
13時22分開会 13時46分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：中河つる子 副委員長：田村幸紀
委 員：只野敏彦、鈴木孝寿、中島里司、深沼達生
議 長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 総務課長：神谷昌彦、行政管理係長：岡田裕二
- 6 議 件
 - (1) 付託条例の審査について
 - (2) 請願の審査について
 - (3) 所管事務調査の申し出について
 - (4) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

【開会 13 : 22】

(1) 付託条例の審査について

委員長（中河つる子）： 只今より、総務産業常任委員会を始める。議案9号、清水町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、議案第10号、清水町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、付託された新設条例2件を審査するため、あらかじめ説明員の要求をしている。説明委員の紹介をお願いします。

総務課長（神谷昌彦）： 総務課長神谷と行政管理係長の岡田が出席している。

委員長： 説明を願う。

総務課長： 概要については私から説明させていただいたので、ここでは追加として岡田係長から補足を含めて説明させていただく。

行政管理係長（岡田裕二）： 清水町個人情報の保護に関する法律施行条例の概要についてご説明申し上げます。議案説明資料の1ページをご覧ください。本日議場にて総務課長から説明のあったとおり、令和3年5月のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立によって、個人情報の保護に関する法律が改正された。これまでの個人情報の取り扱いは、下の図にあるとおり国の行政機関、独立行政法人、民間事業者、地方公共団体それぞれにおいて関係法令が規定されていたが、これらが一本化されることに伴い、改正個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定めた施行条例を制定するものである。次の2ページをご覧ください。施行条例制定までの経緯である。先程も申したとおり、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布された。地方公共団体については、公布から2年以内に条例を施行することとなっており、今回条例案を提案したところである。また、それに伴って、現行の清水町個人情報保護条例が廃止されることになるものである。次に法改正による事務の変更点である。現行の清水町個人情報保護条例で規定されていたものは、今回制定する施行条例でも引き続き規定されている。開示請求や訂正請求等の決定については、改正個人情報保護法では30日以内となっているが、現行条例では15日以内としているため、請求者の利便性を考え施行条例においても15日以内と規定している。また、これまで同様、開示に際し、写しの交付があった場合には、それに要した費用を負担していただくこととしている。次に、施行条例で定めることが許容されている事項、規定しなくてもよい事項への対応である。一つ目に審査会への諮問についてである。改正個人情報保護法において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合に、審査会へ諮問できるとあるので、その旨の規定は設けている。その審査会については、本日議場で総務課長から説明のあったとおり、国の改正に合わせて、これまであった2つの審査会、清水町情報公開審査会と清水町個人情報

保護審査会を一本化し、清水町情報公開・個人情報保護審査会としている。二つ目に要配慮個人情報についてである。要配慮個人情報については、改正個人情報保護法の規定に基づくため、当該事項に関する規定は施行条例に設けてはいない。三つ目に開示請求等の手続きにおける取り扱いである。こちらについては先程説明したとおり、現行条例に準じた取り扱いとして規定されている。最後に条例の制定、改定についてである。今般の改正によって、清水町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定、現行の清水町個人情報保護条例の廃止、清水町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例の一部改正を行う。また、清水町情報公開・個人情報保護審査会条例を新たに制定し、それに伴う清水町情報公開条例及び非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正を行う。これらについては、それぞれ条例附則により行うこととしている。以上が清水町個人情報の保護に関する法律施行条例の概要であり、議案第9号に係る清水町個人情報の保護に関する法律施行条例、及び議案第10号に係る清水町情報公開・個人情報保護審査会条例についての各条の説明は、本日議場で総務課長から説明されているのでここでは割愛させていただく。説明は以上である。

委員長：それでは質疑を行う。質疑ないか。

（「なし」との声あり）

委員長：質疑がないようなので、説明員の退席を願う。

（説明員退席）

委員長：委員の見解はいかがか。暫時休憩する。

【休憩 13：32】

【再開 13：33】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。それでは、委員会として採決を行う。暫時休憩する。

【休憩 13：34】

【再開 13：35】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。議案第9号、清水町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について採決する。原案のとおり異議ないか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議なしとして採択する。次に、議案第10号清水町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について採決する。原案のとおり異議ないか。

（「異議なし」の声あり）

(2) 請願の審査について

委員長：異議なしとして採択する。次に、請願の審査について、請願第1号、食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める請願書についてである。付託された請願を審査する。各委員の見解を求める。

深沼委員：特に今年度は酪農に関しても、農業に関してもとてもきつい年になるのではないかとされている。その中でこういった要請を出すことに関してはよろしいと思う。

鈴木委員：私も問題ないと思う。

只野委員：私もよろしいと思う。

田村委員：私もよろしいと思う。

委員長：中島委員もよろしいか。それでは委員会として採択するということでよいか。

(「はい」との声あり)

委員長：委員会で採択になれば、13日の本会議で報告し採決される。本会議で採択になれば、所管委員会委員が提出者・賛成者になって意見案を提案するため、直接委員会には関係ないが、意見書案の内容について確認する。意見案について確認したいが内容はよろしいか。

(「はい」との声あり)

(3) 所管事務調査の申し出について

委員長：この内容で確認とする。次に、所管事務調査の申し出について。6月定例会までの所管事務調査について、調査申し出事項を協議する。実施時期について、いつ頃を目安にするかも確認する。

鈴木委員：もし意見を持っている方がいれば発表してもらって、協議すればいいし、もし何もないのであれば、再度委員会を開催して決定するかの判断しかないとと思う。

委員長：意見がなければ、13日までに考えていただいて出してもらおうということでよいか。

(「はい」との声あり)

(4) その他

委員長：所管事務調査については13日までにお願いする。その他として次の委員会は13日の

一般質問の後ということにする。それではこれで総務産業常任委員会を終了する。

【閉会 13:46】